

答 申 書

令和8年4月22日

別府市長 長 野 恭 紘 殿

別府市宿泊税検討委員会
委員長 吉澤 清良

別府市宿泊税導入の検討に関して（答申）

令和7年2月3日付け別市税第801号にて諮問のありました
「別府市宿泊税導入の検討」について、当委員会で慎重に検討を重ねた結果、別紙のとおり答申します。

別紙

1 本市における宿泊税導入の必要性について

今後も人口減少が見込まれる中、別府市が将来にわたって魅力的な国際観光温泉文化都市として在り続けるためには国内外の観光客を受け入れる環境を整備するなど、観光という成長産業に投資していく必要がある。そのための観光振興施策の財源として宿泊税の導入は適当である。

2 宿泊税の課税要件、制度内容の検討について

別府市と大分県の双方が宿泊税の導入を行う必要があるかについては、別府市が導入することに伴う事務的経費や別府市への配分等を総合的に勘案して判断すべきである。宿泊税の導入目的が観光振興施策の財源の確保という点を考えると大分県が宿泊税を課し、県から相応の交付金が配分されるのであれば、別府市として宿泊税の導入を見送ることは妥当である。ただし、県からの交付金が十分でない場合は、別府市も宿泊税を導入すべきである。

3 宿泊税導入に係る課題、問題点について

本検討委員会で議論した様々な課題については、引き続き整理、検討を行うことが必要である。超過課税分を含めた入湯税の用途と宿泊税の用途について整理を行い、納税者となる宿泊者や特別徴収義務者となる宿泊事業者の理解、納得が得られるように丁寧に対応していくことが必要である。

4 その他宿泊税の導入に関し必要な事項

宿泊税の公平性の確保のためには適正な課税・徴収体制の構築が不可欠である。別府市が今後も持続的に観光振興に取り組んでいくためには、観光客の満足度を高めるとともに宿泊事業者の公平感や市民の安心、安全を保つことが重要である。適正な課税・徴収を行うため、大分県と引き続き十分に連携、協議しながら、違法民泊等の対策について取り組まれない。

上記のほか、議論した内容は、付属の報告書のとおりである。